指定討論

社会技術としてのトラスト

法制度と研究開発の実装ギャップを乗り越えるために

黒河 昭雄
神奈川県立保健福祉大学大学院 ヘルスイノベーション研究科 講師

JST-RISTEX「デジタル ソーシャル トラスト」／研究データマネジメント・アドバイザリーボード 連携企画
「個人情報・プライバシーをめぐるトラスト ― 社会を対象とした研究開発の現場から」

2026年7月27日｜東京ミッドタウン八重洲カンファレンス

黒河　昭雄（くろかわ・あきお）

神奈川県立保健福祉大学ヘルスイノベーション研究科　講師

- 東京大学公共政策大学院修了。東京大学政策ビジョン研究センター、明治大学国際総合研究所等にて医療政策、医療イノベーション政策の研究に従事したのち、2016年8月から**JST-RISTEXにて科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」プログラム**を担当（アソシエイト・フェロー）。
- 神奈川県立保健福祉大学ヘルスイノベーション研究科の立ち上げに参画し、2019年4月から同大イノベーション政策研究センター研究員（シニアマネージャー）。2023年4月よりヘルスイノベーション研究科講師。
- **2026年3月までJST-RISTEX研究推進委員**。そのほか、東京大学、成城大学、早稲田大学にて非常勤講師を兼務。
- 専門は、行政学、公共政策、政策のための科学、レギュラトリーサイエンス。

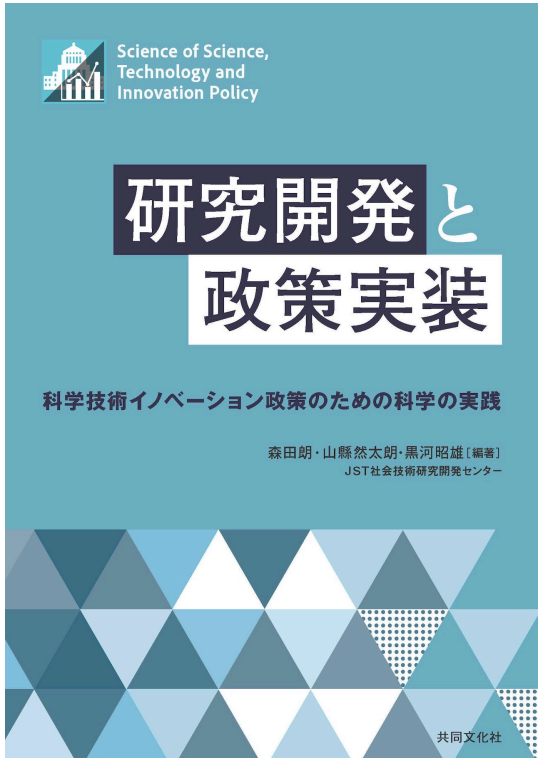

『研究開発と政策実装』
編著：森田 朗・山縣 然太朗・黒河 昭雄
出版社：共同文化社
発売日：2026年4月24日

「トラスト」を、制度・科学技術・当事者をつなぐフレームワークとしてとらえる

本シンポジウムの問題設定

トラストは、制度や技術だけで成り立つものではなく、個人がその意味や使われ方を理解し、納得できるかどうかから始まる

— シンポジウム趣旨文より

- データ活用の社会的価値と、権利利益・プライバシーの保護。その両立の条件が「トラスト」に託されている。
- 「トラスト」を制度・技術と人・社会をつなぐ研究開発の観点から解釈する。

各報告の概要

01 **制度設計** 小川報告
法改正の概要、趣旨、目的

02 **実務的解釈・個別適用** 板倉報告
主体・目的・データ・工程に応じ、どの法的経路を使えるか

03 **研究開発現場における実践** 加藤報告
研究開発の現場における同意・本人関与の諸相
本人の実質的な同意をどのように調達するか

3報告の知見を統合することで、新たな法制度の設計と運用の方向性、そして研究開発の現場において依然として残る課題が浮かび上がる

出所：小川（2026）・板倉（2026）・加藤（2026）の各報告に基づく本報告の整理。

ペーシング問題——技術は連続的に変化し、制度は段階的にしか追いつけない

- 個人情報保護法改正とデータ利活用法制を、技術・利活用の変化に制度が追いつく「**ペーシング問題**」（Marchant et al. 2011）への応答として理解。
- **規制のラグ**には、**放置による弊害**と**イノベーションの阻害**という二つのコストがある。

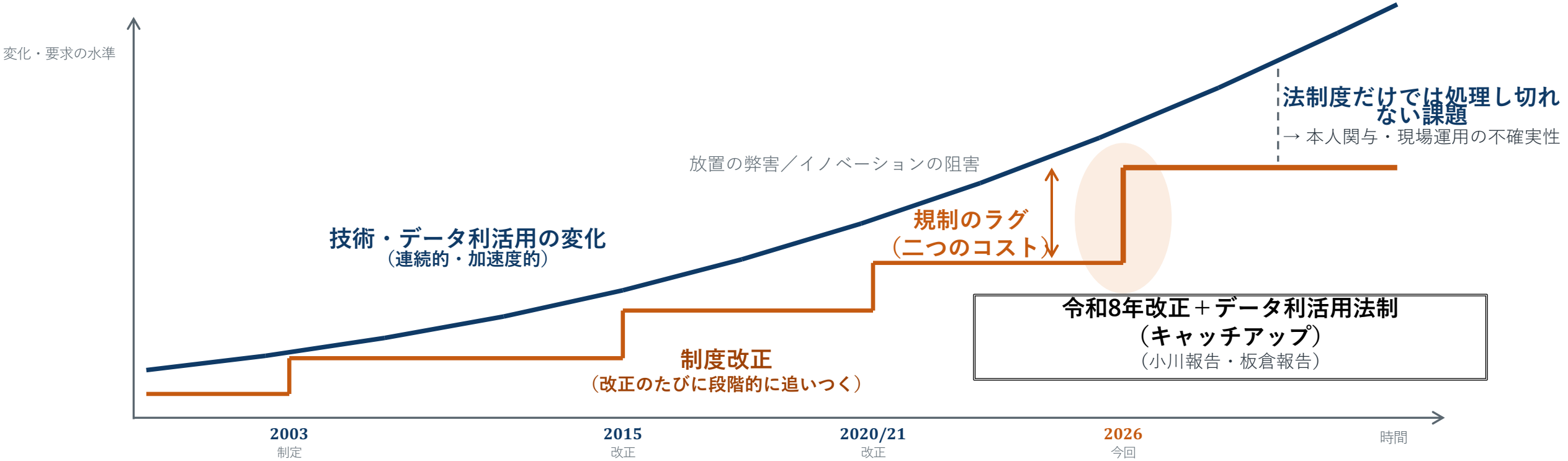

法改正により、技術・サービス利用の変化にキャッチアップしようとする。しかし変化は止まらない。そのため、常にギャップが生じる。
そのギャップを克服・調整するための技術・概念・手法・体制・実践の総称を、本報告は「社会技術」と呼ぶ。

出所：Marchant, Allenby & Herkert eds.（2011）The Growing Gap Between Emerging Technologies and Legal-Ethical Oversight: The Pacing Problem；黒河（2022a; 2022b; 2024）。
年は個人情報保護法の主要な制定・改正。

「規制のラグ」への応答としての令和8年改正（小川報告・板倉報告）

「規制」をめぐる２つの側面

「リスクマネジメントのための規制」の側面

技術的進歩がデータ利用を加速させることで、意図せぬ形で個人情報が利用されるリスクが高まり、個人の権利や利益が侵害されかねない。

- 遅れと広がりに伴うリスクへの応答：
  16歳未満の規律、顔特徴データ等、委託の義務、実効性確保。
- 効果は主体・目的・データ・工程で分岐し、学術研究例外の外側にも課題が残る

選択肢の増加は、判断の不要化を意味しない——経路の選択と説明という「翻訳」の需要は、むしろ増す。

「イノベーションのための規制」の側面

適切な規制が設計・導入されないこと自体が、便益の社会的享受を妨げかねない（導入されないことの弊害）。

・統計作成等の新経路——AI開発等を含む二次利用の可能性を許容
・公衆衛生等の例外の要件緩和——緊急的な研究開発
・病院等の学術研究機関等化——共同研究の組成

単なる「規制緩和」ではなく、ラグの解消——イノベーションのための規制の供給として読める

ただし——法改正は、その時点に存在する課題のすべてを吸収するわけではない。
吸収されなかった「残された課題」は、単なる法規範の空白としてではなく、現場の負担として残る。

加藤報告：吸収しきれなかった「残された課題」について、研究開発の現場の立場から説明

出所：「規制のラグ」の概念と事例分析は黒河（2022a; 2022b）東京財団政策研究所・黒河（2024）『政策研究』第4章。

加藤報告
――形式的な手続の履行と実質的な本人の理解・意思との間には距離がある

研究参加のトリレンマ

権利擁護
搾取・過重負担の防止／拒否・撤回の尊重

参加機会・包摂
一律に除外しない／理解・納得の支援

科学的妥当性
代表性の確保／本人・家族に還元できる根拠

どれかに傾き過ぎれば――
一律除外・負担・過重な手続が生じる

形式的に確認できること
説明文書を渡した／署名を得た／Web・院内掲示で公表した／拒否窓口を設けた

実質的に確認すべきこと
- 本人の言葉で理解できているか
- 理由づけて選べるか
- 情報が本人・家族に届いたか
- 拒否・再確認・中止が現実的に可能か

同一研究内の参加率比較

opt-in
21.0%

opt-out
95.6%

参加率・代表性は大きく変わる。

代表性が高まることと、本人の権利が守られることは、同じではない。

出所：加藤（2026）報告資料より。

トラストをめぐる異なる関心と残された課題

	小川報告	板倉報告	加藤報告
トラストの重心	**制度の質** 規律の精緻化と実効性が信頼を支える	**法的適用の妥当性** 利用可能な経路と残存義務を明確にし、判断の予見可能性を高める	**当事者の実質性** 理解・拒否可能性・還元の実感が信頼を作る
主な宛先	国民一般・事業者全体	研究機関・事業者の法務・研究管理部門	本人・家族・現場職員
時間軸	見直しサイクル（年単位）	案件ごとの判断	継続的な相互行為・関係

表層の共通点：いずれも形式的な「同意」だけではトラストを形成することが困難であることを別々の観点で提示

深層の共通点＝共有された空白：
三報告を重ねると、その限界を誰が・どのような仕組みで埋めるかという横断的課題が残る。

法改正を経てなお残る「残された課題」は、誰が担い、どのような仕組みとして制度化するのか

出所：小川（2026）・板倉（2026）・加藤（2026）の各報告をもとに整理。

信頼に値するデータ利用の要件とは

適法性・法的適用可能性

Legality

法的根拠・目的限定・利用経路・残存義務

×

組織的実行可能性

Feasibility

組織能力・契約・データ基盤・資源

×

本人に対する正当化可能性

Justifiability

本人の理解・参加・拒否、公正な負担配分

いずれか一つが欠けたとき

適法性だけが満たされる
→ 形式的な遵守と実質性の不在

組織的実行可能性を欠く
→ 研究の萎縮・リスク回避・停止

本人に対する正当化可能性を欠く
→ 本人関与の形骸化と不信の蓄積

三つの関心は、同時に満たされるべき3つの条件として整理できる——問題は、その同時成立を可能にする統合的なデザインが十分に制度化されていない点にある。

あらためて考えてみると

「同意」には異なる4つの機能が存在するのではないか

同意

法的機能

取得・利用・提供を法的に許容する根拠・要件

（例：第三者提供・要配慮個人情報の取得の同意）

倫理的機能

自律性・自由意思・理解の尊重

（例：説明にもとづく自発的な意思確認）

組織的機能

対応の適切性の証跡・リスク管理

（例：同意記録の保管・監査対応）

社会的機能

正当性・社会的受容性の確保

（例：「同意を得ている」という説明責任）

「同意を残すか、なくすか」ではなく――機能の分解と制度的担保

目的限定 | 透明性 | 本人関与 | 安全管理 | 監査 | 救済・是正

本人同意を法的要件としない利用経路でも、自律性の尊重・説明責任・社会的正当性に関する応答性が不要になるわけではない――複数の制度的手段で担保する必要がある。

出所：三報告および関連文献を踏まえた本報告の分析的整理

一回性の意思表示にどこまで期待してよいのか

1

本人の一回的な意思表示

同意書・署名・同意取得の有無

データ利用の正当化の中心に置かれてきた手続

→

2

組織による継続的な保障

目的限定・安全管理・記録・監査・相談対応

本人同意を補完する組織的な保護措置

→

3

本人の判断可能性

説明・拒否・異議・救済・成果還元

組織が説明責任を負う相手と、保障すべき選択可能性

本人同意への依存を相対化するほど、形式性に依拠できなくなる。結果として、組織にはデータ利用を継続的に正当化するための努力や工夫がこれまで以上に運用において求められるようになるのではないか。

法改正だけで、こうした制度能力が組織に自動的に備わるわけではない。
担い手・手順・資源が不明確なままでは、解釈・調整・説明の負担と法的・倫理的な不確実性が、個々の関係者に集中する。

争点は同意の有無ではない。誰が、どの保護措置を、どの仕組みと資源によって継続的に担保するかである。

制度改正後も残される課題：本人同意を前提に運営される現場のオペレーション

残されたままとなっている課題

成年の認知的困難のある人
年齢で線引きできず、包括的な規律は設けられなかった——今後の検討に委ねられた継続課題

成年後見制度
それ自体が改正の途上にあり、個人情報の取扱いと必ずしも同期していない

意思決定支援の実務
実務指針（厚労省の意思決定支援ガイドライン等）は蓄積しつつあるが、個人情報の取扱いとの接続は明示されていない

16歳未満の者
法定代理人の関与・最善の利益の考慮など、規律が整備された（令和8年改正）

現場の実態

医療・介護の現場は、本人同意を前提に運用せざるを得ない

↓

同意能力が不確かなままの手続が常態化し、判断の負担と法的・倫理的な不確実性を、施設・病院・職員・家族が結果として抱え込む

医療・ケアでは、緊急性や継続性のため、本人の意思確認が難しい場合にも対応を継続せざるを得ない場面がある。

一方で、研究参加やデータ利用については、どの条件で認め得るのかという判断を迫られる。
（加藤報告「代諾＋アセント＋中止基準」）

残された課題を、個人や組織の工夫に委ね続けるのか、支援・確認・救済の仕組みとして制度化するのかが問われる。

ギャップの残存——現実の運用は、正当化された「みなし」の上に立つ

完全な本人同意に依拠できない場面で、何が判断を正当化するのか

理想と現実の緊張

実質的な同意の理想
本人の一人ひとりに、家族の一人ひとりに、継続的な変化を注視しながら向き合う

コストの現実
そのコミュニケーションのコストは膨大で、丁寧さを追求しすぎれば、研究もケアも成立しなくなる

実例：医療における同意
長年結論が出ないまま、「みなし」を含む運用によって支えられてきた

問いの転換

「みなすか、みなさないか」ではない—みなしなしに、現場は回らない

問うべきは：
① どのような外形的・手続的条件が、判断への依拠を正当化するか

② 拒否・異議・撤回を、どのように担保するか

③ **その線引きは、本人・家族と現場の関係・トラストに依存**

「みなし」の問題　トラストは「みなし」を正当化する前提条件であると同時に、適切な「みなし」の運用がもたらす結果でもある——だからこそ、線引きの設計は社会技術の課題になる。

**ギャップを完全に解消するだけが唯一の道なのか。そもそもそのようなことが可能なのか。
むしろ、不完全な条件の下でどのように判断を正当化するのか。また、検証・異議・修正を可能とするのかが問われる。**

「実装」をめぐる死の谷を越える4つの戦略：「トラスト」を形成するためのガバナンスに求められる「機能」

01
翻訳
「翻訳者」戦略

一般規範を、経路選択・研究計画・説明文書・手順へ変換する

例：経路選択チャート、モデル説明文書

02
仲介・伴走
「触媒・伴走者」戦略

関係者の対話を継続し、緩衝地帯と組織的記憶をつくる

例：研究相談窓口、倫理審査事務局の伴走

03
制度構築
「制度構築者」戦略

責任主体・財源・標準・基盤・研究終了後の受け皿を整える

例：セキュアな共有基盤、受け皿組織

04
増幅・学習
「増幅器」戦略

個別事例を標準化し、GL・Q&A・制度更新へ戻す

例：事例集とQ&A、GL改訂への還流

- これらの「機能」は、法制度の制定・施行だけで自動的に備わるものではない。
- むしろ、現場の実践と組織的な支援・資源配分によって、はじめて具体化される。
- とりわけ「残された課題」が残存する状況下では、これらの実践が不可欠。

知見や規範の質だけでなく、境界を越える「機能」の有無が、実装を左右する。

出所：森田・山縣・黒河編（2026）第4章（138–146頁）。

「残された課題」はシャドーワーク（Illich 1981）として個人や組織に転嫁される

政策実装で観察されたシャドーワーク

- 政策担当者との関係構築
- 科学的知見の翻訳と資料作成
- 利害調整と継続的な伴走
- 組織的記憶の補完
- 制度化に向けた受け皿づくり

「公式には評価されない無償の調整や感情労働」——時間的・心理的・政治的コストが研究者個人へ転嫁される。

情報利用の現場におけるシャドーワーク（仮説）

- 適用する法的経路の選択と確認
- 倫理審査・契約・責任分担の調整
- 説明文書・オプトアウト文書の作成
- データフロー・アクセス権・安全管理
- 本人・家族への継続的な説明と意思確認
- 不安・拒否・撤回への対応と、関係者間の調整

板倉・加藤報告が示す課題は、こうした労力が研究者・法務・倫理審査・現場職員に集中しうることを示唆する。

実装の成功は、制度が機能した結果ではなく、卓越した個人や組織が制度の空白を肩代わりした結果かもしれない。

出所：森田・山縣・黒河編（2026）第2章6.3・第3章。

社会技術とは、異分野の知と当事者の知を統合して構築される社会システムである

社会技術：

自然科学と人文・社会科学の複数領域の知見を統合し、新たな社会システムを構築していくための技術（吉川 2000）

社会の問題の解決を直接の対象とし、科学技術と人間・社会との新しい関係を構想する。

社会問題の解決、または社会的価値の実現を目的として、自然科学と人文・社会科学の複数領域の知見を統合して構築される社会システム（堀井 2012）

問題分析、解決策の立案、影響評価、政治過程を含む実装までを射程とする。

法・倫理の知
権利・責任・正当性

社会科学・政策の知
組織・制度・実装過程

技術・データの知
安全管理・PETs・基盤

現場・当事者の知
負担・理解・価値観・実践知

知識の共生産（co-production）：研究者・行政・実務家・本人/市民が、問題設定と解決策を共同で形成する（Jasanoff 2004）

社会技術とは、制度と現場のギャップを克服・調整するための技術・概念・手法・体制・実践の総称として理解されるべき

トラストはこの意味での「社会技術」として位置付けられるか

出所：科学技術庁「社会技術の研究開発の進め方について」（2000年、研究会座長：吉川弘之）；堀井秀之『社会技術論』（2012）；JST-RISTEX「RISTEXについて」；森田・山縣・黒河編（2026）第2章；Jasanoff（2004）。

トラストの形成は、社会技術の特徴を備えている

統合性	複数領域の知の結合	法の知・組織の知・技術の知・現場/当事者の知の結合
共創性	当事者との共同形成	信頼は一方が「与える」ものではない。本人・現場の関与（拒否・異議・還元）なしには成立しない
多元的評価	効率以外の価値基準	利活用の促進だけでなく、権利・公正・正当性によって評価されなければならない
反復性	実施・評価・修正の循環	一度きりの同意書ではなく、運用・監査・異議・再設計の反復によってのみ維持される

① 設計の対象になる　**② 「誰が作るか」という責任を問える**

③ 評価し、更新できる　**④ 研究開発の対象になる**

ゆえに、トラストの形成は個別手段の付属物ではなく、それ自体が一個の「社会技術としての課題」といえる。

出所：関連文献を踏まえた本報告の分析的整理

「社会技術としてのトラスト」

社会技術としてのトラストとは、適法性、組織的実行可能性、本人に対する正当化可能性を、翻訳、仲介、制度構築、学習という実装機能によって接続し、判断が検証可能で、異議申立てと修正に開かれた形で作動し続ける社会システムの能力。

三つの条件
適法性・組織的実行可能性・本人に対する正当化可能性

四つの機能
RISTEX「政策のための科学」の経験知の応用——変換の担い手

開かれた作動
社会技術の設計思想と現場の運用

結論：
これらの機能が設計・実装されなければ、シャドーワークが脆弱なトラストを支え続けることになる。問題はトラストの不在だけではなく、見えない労力や調整に依存する脆弱なトラストもまた制度的課題である。

結論——信頼に値するデータ利用の、制度的条件

01
ペーシング問題と残された課題
令和8年改正は、利用経路の拡張とリスクに応じた再規律の同時進行である

02
制度設計と研究開発のギャップ
適法性・法的適用可能性、組織的実行可能性、本人に対する正当化可能性は、いずれも欠けてはならない

03
機能をデザインする
翻訳・仲介・制度構築・学習を、シャドーワークに依存させず研究インフラとして整える

定義　**トラスト＝制度と研究開発の現場のギャップを克服・調整する、社会システムの能力**

本報告に残る問題意識

本人の同意に依存できないとき——法がそれを許すときも、本人が同意できないときも——本人への正当化と、それを支える実装の責任・費用を、誰が、社会の基盤として引き受けるのか。

提案
トラストがどこで・いかに成立し、どのような介入がそれを育て、また損なうのか
——その解明と設計そのものを、社会技術研究開発の課題とすること。